

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 115)

適格分社型分割等による認定事業用地適正化計画の
事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における
交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号
※税務署処理欄

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事 業 種 目	〒	(局 署) 電 話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
		〒	() -		部 門	
		〒	電 話 () -	業 種 番 号		
		〒	電 話 () -	整 理 簿		
		〒	電 話 () -	回 付 先		
		〒	電 話 () -	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		

適格分社型分割等を行う場合において、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合に交換取得資産の帳簿価額を減額又は期中特別勘定を設けたとき、
租税特別措置法 第65条の13第6項・第68条の84第6項 減額した金額及び期中特別勘定の金額 の届出及び
第65条の14第4項・第68条の85第5項 の規定による
第65条の14第13項・第68条の85第15項 の規定による
租税特別措置法施行令 第39条の9の2第11項 第39条の109第12項 の規定による書類の提出を下記のとおり行います。

記

適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名					
	納 税 地					
	代 表 者 氏 名					
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日			年 月 日			
交又は地 換は譲 取は譲 得は譲 受は譲 予は譲 定は譲 年 月 日 又 は 譲 受 け 予 定 年 月 日	種 類					
	所 在 地					
所 有 隣 接 土 地 等	種 類					
	所 在 地					
土 地 建 物 等 の 譲 受 け 予 定 年 月 日			年 月 日			
減 額 し た 金 額 又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額						円
添 付 明 細 (別 表 等)						
そ の 他 参 考 と なる べ き 事 項						
提 出 書 類 (証 明 書 等)						

税理士署名押印

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(規格 A 4)

15. 00 改正

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 109)

適格分社型分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の
区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額
又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事 業 種 目	〒	(局 署) 電 話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
		〒	() -		部 門	
		〒	電 話 () -	業 種 番 号		
		〒	電 話 () -	整 理 簿		
		〒	電 話 () -	回 付 先		
		〒	電 話 () -	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		

適格分社型分割等を行う場合において、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合に交換取得資産の帳簿価額を減額又は期中特別勘定を設けたとき、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の13第6項、措置法第65条の14第4項又は措置法第65条の14第13項の規定による減額した金額及び期中特別勘定の金額の届出及び租税特別施行令第39条の9の2第9項の規定による書類の提出を下記のとおりを行います。

記

適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名					
	納 税 地					
	代 表 者 氏 名					
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日			年 月 日			
交又は地 換は譲 取は譲 得は譲 受は譲 予は譲 定は譲 年 月 日 又 は 譲 受 け 予 定 年 月 日	種 類					
	所 在 地					
所 有 隣 接 土 地 等	種 類					
	所 在 地					
土 地 建 物 等 の 譲 受 け 予 定 年 月 日			年 月 日			
減 額 し た 金 額 又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額						円
添 付 明 細 (別 表 等)						
そ の 他 参 考 と なる べ き 事 項						
提 出 書 類 (証 明 書 等)						

税理士署名押印

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(規格 A 4)

14-07

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 115)</p> <p>適格分社型分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の13第1項・第68条の84第1項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度において適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいい、その日以後に行われるものに限ります。以下同じ。)を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換又は譲渡に係る交換取得資産等を分割承継法人等に移転するときに当該交換取得資産等について、当該交換取得資産等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額しようとする場合又は措置法第65条の13第1項・第68条の84第1項若しくは措置法第65条の14第1項・第68条の85第1項の特別勘定を設けている法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分社型分割等の日を含む事業年度の取得期間(措置法第65条の14第8項・第68条の85第9項に規定する取得期間をいいます。)内に同項の特別勘定に係る土地建物等を譲り受け、当該適格分社型分割等により当該土地建物等を分割承継法人等に移転するときに、当該土地建物等につき、当該土地建物等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに、当該減額した金額を損金の額に算入しようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の13第4項・第68条第4項若しくは措置法第65条の14第3項・第68条の85第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分社型分割等の日」は、措置法第65条の13第4項・第68条の84第4項若しくは措置法第65条の14第3項・第68条の85第4項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産等又は譲渡をした土地等」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産等又は土地建物等」の各欄については、措置法施行規則第22条の9の2第3項第5号・第22条の72第3項第6号に規定する交換取得資産等又は措置法施行規則第22条の9の2第11項第5号・第22条の72第11項第6号に規定する土地建物等の所在地及び規模並びにその取得年月日若しくはその譲受け年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「所有隣接土地等」欄は、措置法第65条の14第3項・第68条の85第4項に規定する所有隣接土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「土地建物等の譲受け予定日」欄は、措置法第65条の14第3項・第68条の85第4項に規定する土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の13第4項・第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第65条の14第9項・第68条の85第10項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(10) 「添付明細(別表等)」欄は、「減額した金額又は期中特別勘定の金額」に記載する金額の明細(別表)を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(11) 「提出書類(証明書等)」欄には、この届出に必要な提出書類である措置法施行規則第22条の9の2第2項・第22条の72第2項に規定する書類の名称を記載してください。</p> <p>(12) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(13) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 109)</p> <p>適格分社型分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の13第1項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度において適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいい、その日以後に行われるものに限ります。以下同じ。)を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換又は譲渡に係る交換取得資産等を分割承継法人等に移転するときに当該交換取得資産等について、当該交換取得資産等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額しようとする場合又は措置法第65条の13第1項若しくは措置法第65条の14第1項の特別勘定を設けている法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分社型分割等の日を含む事業年度の取得期間(措置法第65条の14第8項に規定する取得期間をいいます。)内に同項の特別勘定に係る土地建物等を譲り受け、当該適格分社型分割等により当該土地建物等を分割承継法人等に移転するときに、当該土地建物等につき、当該土地建物等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに、当該減額した金額を損金の額に算入しようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の13第4項若しくは措置法第65条の14第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分社型分割等の日」は、措置法第65条の13第4項若しくは措置法第65条の14第3項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(3) 「交換譲渡資産等又は譲渡をした土地等」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(4) 「交換取得資産等又は土地建物等」の各欄については、措置法施行規則第22条の9の2第3項第5号に規定する交換取得資産等又は措置法施行規則第22条の9の2第11項第5号に規定する土地建物等の所在地及び規模並びにその取得年月日若しくはその譲受け年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「所有隣接土地等」欄は、措置法第65条の14第3項に規定する所有隣接土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「土地建物等の譲受け予定日」欄は、措置法第65条の14第3項に規定する土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の13第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第65条の14第9項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、「減額した金額又は期中特別勘定の金額」に記載する金額の明細(別表)を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類(証明書等)」欄には、この届出に必要な提出書類である措置法施行規則第22条の9の2第2項に規定する書類の名称を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p>